

制作者が生存中の美術品の登録基準の在り方等について（骨子案）

令和2年10月 登録美術品調査研究協力者会議

1. 背景・経緯

- 優れた美術品の美術館における公開を促進し、国民の鑑賞機会を拡大することを目的として、「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」（平成10年法律第99号）が平成10年に成立し、登録美術品制度が発足した。これまでに83件（9,237点）（令和2年9月末現在）の美術品が登録されている。
- 同法では、「重要文化財に指定されたもの」若しくは、「世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するもの」である国内所在の優れた美術品が登録対象とされている。ただし、法制定時に策定された登録美術品登録基準（平成10年文部省告示第158号）においては、評価が定まったものを対象とする趣旨で、制作者が生存中でないことが要件とされている。
- 一方、現在国内に所在する美術品の中には制作者が生存中であっても、世界文化の見地から優れた価値を有すると認められている作品も多い。現代美術作品においても、優れた美術品の鑑賞機会拡大に資することは言うまでもなく、「世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有する」と認められた作品については、登録美術品の登録対象とすることは法の趣旨に鑑み適当であることから、令和2年度税制改正の大綱（令和元年12月20日閣議決定）において、登録美術品の範囲に制作者が生存中である美術品を追加することとされた。
- これを受けて、制作者が生存中である美術品の特性を踏まえつつ、具体的な登録基準の見直しや美術品の公開促進を確保するために必要な措置などについて検討を行った。

※令和2年度税制改正の大綱（抜粋）

相続税の物納の特例について、関係法令等の改正を前提に、適用対象となる登録美術品の範囲に制作者が生存中である美術品のうち一定のものを加える。

2. 検討にあたっての視点

検討にあたっては、以下の視点から検討を行った。

(1) 検討に当たって留意が必要と考えられる点について

- ① 亡くなった作家の場合よりも相対的に、判断に困難が生じる可能性が

あること。(公平な審査を行う仕組みが必要)

- ② 作家への評価が作品への評価に与え得る影響の有無や程度をどのように考えるか。
- ③ その他
 - ・作品の特性(劣化しやすい素材、複製可能なデジタル作品等)を踏まえた検討。
 - ※ 申請があれば国として審査する義務が生じ、その場合、法律第3条第2項において「登録美術品」として重要文化財と並ぶ評価が求められている。

(2) 生存中の制作者の作品の登録基準等について

- 上記(1)の留意点を踏まえ、生存中の制作者の作品の審査に当たっては、客観的かつ明確な基準を用いる方向で検討。
- 同趣旨で、国立館等における当該美術品の公開実績を要件として課すことが考えられるか。
- その他、生存中の作家の作品(現代アート含む)を登録対象とする際に必要と考えられる事項はあるか。

(3) その他

- 本制度の趣旨(優れた美術品の公開促進)を確保するために講ずべき必要な措置はあるか。

3. 登録基準の考え方

「2. 検討にあたっての視点」を踏まえた検討の結果、登録基準にあたっての考え方を以下にとりまとめた。

(1) 基本的な考え方

- 登録美術品制度は、優れた美術品の美術館における公開促進とこれに伴う国民の鑑賞機会の拡大を目的としていることから、制作者が生存中であるものの、登録の基準では、制作者ではなく、美術品としての評価を行う基準とすること。

(2) 登録基準について

- ① 歴史上・芸術上または学術上特に優れた価値を有するもの。
 - ・制作が優秀なもの

- ・現代の美術史上特に意義があるもの
- ② 制作されてから、原則10年以上経過していること。
 - ・一定の価値が醸成されるにあたり、10年程度必要と考えられること。
- ③ 一定の要件を満たす美術館が主催（キュレーション）された展覧会での公開実績が複数回あること。
- ④ 一定の要件を満たす美術館で登録された美術品が公開されること。
 - （一定の要件を満たす美術館）
 - ・美術品を取り扱う常勤の専任学芸員がいること。
 - ・作品を安全に保存管理・展示できる施設であること。
 - ・当該種別のコレクションの保存・公開の実績があること。

（3）登録するにあたっての参考情報（例）

- 美術品に関する批評等の学術的文献等（図録などを含む）。
- 中長期にわたって公開できる美術品であるか。
 - （相続税の物納によって、国有品として長く保存・公開することを想定している。現代美術の作品には、長期の保存を志向せずに、不安定な素材で作られている作品もあることから、中長期の保存や公開にあたっては、そのための専門的な知識や技術が必要とされ、公開美術館の保存活用機能にも配慮が必要。）
- 制作者の情報。
 - （国内外の美術館等で作品所有されているのか、世界的・歴史的に評価の高い芸術祭への招聘実績の有無 など）

4. まとめ

（参考）

- ・登録美術品調査研究協力者会議委員名簿
- ・検討スケジュール
- ・登録美術品制度概要